参考資料１２

墨田区児童発達支援等事業補助金交付要綱

５墨福障第２６１４号
令和６年３月１１日

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援及び法第６条の２の２第３項に規定する放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）を実施する事業者に対して、区がその経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、当該事業者の事業運営の安定化を図り、もって児童発達支援等を利用する重症心身障害児及び医療的ケア児並びにその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

（交付対象事業所）

第３条　児童発達支援等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象とする事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　交付対象事業所が区内に所在していること。

⑵　交付対象事業所が法第２１条の５の１５の規定により東京都知事の指定を受けていること。

⑶　交付対象事業所において、児童発達支援等の利用を希望する児童の保護者と当該児童発達支援等の事業に係る利用契約を締結していること。

⑷　児童発達支援等の利用者（区から支給決定を受けた児童に限る。）のうち、重症心身障害児又は医療的ケアを必要とする児童等がいること。

⑸　区から事業所運営に係る別の補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の種類、内容及び額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者は、墨田区児童発達支援等事業補助金交付申請書（第１号様式）に、必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否及び金額を決定し、補助金の交付を行う決定にあっては墨田区児童発達支援等事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金の交付を行わない決定にあっては墨田区児童発達支援等事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　前条に規定する交付決定通知を受けた事業者は、速やかに墨田区児童発達支援等事業補助金請求書（第４号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第８条　区長は、前条の規定により請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還命令）

第９条　区長は、事業者が偽りその他不正の申請に基づき補助金の交付を受けたとき、又は補助金を補助対象以外の費用に使用したときは、第６条の規定による補助金交付決定を取り消すとともに、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

別表

種類	内容	補助金の額
支援体制強化補助金	交付対象事業所が、毎年度区長が別に定める以下の事由を満たす日について、月を単位として予算の範囲内で交付する補助金 ⑴　看護職員等の配置 ⑵　重症心身障害児・医療的ケアを必要とする児童等の受入	毎年度区長が定める額